

2020年11月25日

各位

会社名 三菱UFJ国際投信株式会社
(管理会社コード13444)
代表者名 取締役社長 松田 通
問合せ先 商品ディスクロージャー部 笠間 悦男
(TEL. 03-6250-4910)

ETFの投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、以下のファンドの投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名 (コード)

a.	MAXIS トピックス・コア30上場投信	(1344)
b.	MAXIS 日経225上場投信	(1346)
c.	MAXIS トピックス上場投信	(1348)
d.	MAXIS JAPAN クオリティ150上場投信	(1460)
e.	MAXIS JAPAN 設備・人材積極投資企業200上場投信	(1485)
f.	MAXIS JPX 日経中小型株指数上場投信	(1492)
g.	MAXIS JPX日経インデックス400上場投信	(1593)
h.	MAXIS Jリート上場投信	(1597)
i.	MAXIS 高利回りJリート上場投信	(1660)
j.	MAXIS S&P三菱系企業群上場投信	(1670)
k.	MAXIS Jリート・コア上場投信	(2517)
l.	MAXIS トピックス (除く金融) 上場投信	(2523)
m.	MAXIS カーボン・エフィシエント日本株上場投信	(2560)

2. 変更の理由

「ETFの設定・交換の決済に係る清算制度」への対応を目的として変更を行うもの

3. 変更の内容

詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

4. 日程

2021年1月7日 金融庁届出日

2021年1月18日 変更日

5. 変更に関する書面決議の方法及び期日

上記変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

投資信託約款の新旧対照表

MAXIS トピックス・コア30上場投信
 MAXIS 日経225上場投信
 MAXIS トピックス上場投信
 MAXIS JAPAN クオリティ150上場投信
 MAXIS JAPAN 設備・人材積極投資企業200上場投信
 MAXIS JPX 日経中小型株指数上場投信
 MAXIS JPX日経インデックス400上場投信
 MAXIS S&P三菱系企業群上場投信
 MAXIS トピックス (除く金融) 上場投信
 MAXIS カーボン・エフィシエント日本株上場投信

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>(当初の受益者)</p> <p>第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところより、第13条に定める取得申込みを受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みによって生じる信託適格有価証券（第13条第1項から第3項に規定する金銭を含みます。以下第12条第2項および第13条において同じ。）の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の当初の受益</u></p>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>者は清算機関とします。</u></p> <p>（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）</p> <p>第9条 追加信託に相当する金額は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額（第13条第2項<u>および第3項</u>に該当する場合の取得申込みにおいては同項に定める経費に相当する金額を加えた額）とします。</p> <p>② <u><削除></u></p> <p>（以下、略）</p>	<p>（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）</p> <p>第9条 追加信託に相当する金額は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額（第13条第2項に該当する場合の取得申込みにおいては同項に定める経費に相当する金額を加えた額）とします。</p> <p>② <u>委託者は、原則として、信託適格有価証券をもって追加信託を行うものとします。ただし、追加信託における信託適格有価証券の評価額（追加信託を行う日の前営業日において公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいいます。以下同じ。）の合計が、前項の追加信託に相当する金額に満たない場合は、その差額については金銭による追加信託を行うものとします。</u></p> <p>（以下、略）</p>
<p>（受益権の設定に係る受託者の通知）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>② 受託者は、追加信託に係る信託適格有価証券について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、</u></p>	<p>（受益権の設定に係る受託者の通知）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>② 受託者は、追加信託に係る信託適格有価証券（<u>第13条第2項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額および必要な経費に相当する金額の金銭を含みます。</u>）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>当該信託適格有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p>	
<p>（受益権の申込単位および価額）</p> <p>第13条 取得申込者は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）に対して、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、対象指数を構成する各銘柄の有価証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の有価証券をもって取得申込みを行うものとします。なお、当該有価証券の評価額（<u>追加信託を行う日の前営業日において公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいいます。</u>）が、取得する受益権の評価額（第4項の取得に係る一定口数に第7項の受益権の価額を乗じて得た額をいいます。）に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当することができるものとします。</p> <p>②～⑩ （略）</p> <p>⑪ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、</p>	<p>（受益権の申込単位および価額）</p> <p>第13条 取得申込者は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）に対して、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、対象指数を構成する各銘柄の有価証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の有価証券をもって取得申込みを行うものとします。なお、当該有価証券の評価額が、取得する受益権の評価額（第4項の取得に係る一定口数に第7項の受益権の価額を乗じて得た額をいいます。）に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当することができるものとします。</p> <p>②～⑩ （略）</p> <p>⑪ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込みに係る信託適格有価証券の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。<u>また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより取得申込みを交付した委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みの交付によって生じる信託適格有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と当該第一種金融商品取引業者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との</u></p>	<p>自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込みに係る信託適格有価証券<u>および金銭</u>の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>間で振替機関等を介して行われます。</u></p>	
<p>（交換請求） 第41条（略） ②～③（略） ④ 前項の委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行うものとします。<u>なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。</u>当該抹消に係る手続きおよび第42条第5項に掲げる交換有価証券に係る振替の請求が行われた後に、振替機関は、第42条第2項の規定にしたがって計算された当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。 （以下、略）</p>	<p>（交換請求） 第41条（略） ②～③（略） ④ 前項の委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行うものとします。当該抹消に係る手続きおよび第42条第5項に掲げる交換有価証券に係る振替の請求が行われた後に、振替機関は、第42条第2項の規定にしたがって計算された当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。 （以下、略）</p>
<p>（交換の指図等） 第42条（略） ②～④（略） ⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にし</p>	<p>（交換の指図等） 第42条（略） ②～④（略） ⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にし</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>たがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求および金銭の交付を行うものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第4項に掲げる交換の請求を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。</u>原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。</p> <p>⑥ （略）</p>	<p>たがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求<u>等</u>および金銭の交付を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われ</p> <p>⑥ （略）</p>
<p><u>（付表）</u> 1. <u>約款第7条に規定する「別に定める金融商品取引清算機関」とは、次のものをいいます。</u> <u>株式会社日本証券クリアリング機構</u></p>	<p><u><追加></u></p>

※条番号はファンドにより異なる（「交換請求」における参照条文の条番号もファンドにより異なる）

MAXIS Jリート上場投信
MAXIS高利回りJリート上場投信
MAXIS Jリート・コア上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（当初の受益者）</p> <p>第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところより、第13条に定める取得申込みを受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みによって生じる信託適格有価証券の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の当初の受益者は清算機関とします。</u></p>	<p>（当初の受益者）</p> <p>第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>
<p>（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>② <u><削除></u></p>	<p>（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>② <u>委託者は、原則として、信託適格有価証券をもって追加信託を行うもの</u> <u>とします。ただし、追加信託における</u> <u>信託適格有価証券の評価額（追加信託</u> <u>を行う日の前営業日において公表さ</u> <u>れている最終価格に基づき算出した</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>③ （略）</p>	<p><u>価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいいます。以下同じ。）の合計が、前項の追加信託に相当する金額に満たない場合は、その差額については金銭による追加信託を行うものとします。</u></p> <p>③ （略）</p>
<p>（受益権の設定に係る受託者の通知） 第12条 （略）</p> <p>② 受託者は、追加信託に係る信託適格有価証券について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>（受益権の設定に係る受託者の通知） 第12条 （略）</p> <p>② 受託者は、追加信託に係る信託適格有価証券について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</p>
<p>（受益権の申込単位および価額） 第13条 取得申込者は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）に対して、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、対象指数を構成する各銘柄</p>	<p>（受益権の申込単位および価額） 第13条 取得申込者は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）に対して、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、対象指数を構成する各銘柄</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>柄の有価証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の有価証券をもって取得申込みを行うものとします。なお、当該有価証券の<u>評価額（追加信託を行う日の前営業日において公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいいます。）</u>が、取得する受益権の評価額（第2項の取得に係る一定口数に第5項の受益権の価額を乗じて得た額をいいます。）に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当することができるものとします。</p> <p>②～⑥ （略）</p> <p>⑦ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込みに係る信託適格有価証券および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。<u>また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより取得申込みを受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格</u></p>	<p>柄の有価証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の有価証券をもって取得申込みを行うものとします。なお、当該有価証券の評価額が、取得する受益権の評価額（第2項の取得に係る一定口数に第5項の受益権の価額を乗じて得た額をいいます。）に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当することができるものとします。</p> <p>②～⑥ （略）</p> <p>⑦ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込みに係る信託適格有価証券および金銭の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>有価証券の委託者への受渡しまたは</u> <u>支払いの債務の負担を清算機関に申</u> <u>し込み、これを当該清算機関が負担す</u> <u>る場合には、振替機関等における当該</u> <u>清算機関の名義の口座に口数の増加</u> <u>の記載または記録が行われ、取得申込</u> <u>者が自己のために開設されたこの信</u> <u>託の受益権の振替を行うための振替</u> <u>機関等の口座における口数の増加の</u> <u>記載または記録は、当該清算機関と当</u> <u>該第一種金融商品取引業者（委託者の</u> <u>指定する第一種金融商品取引業者に</u> <u>よる清算機関への債務の負担の申込</u> <u>みにおいて、当該第一種金融商品取引</u> <u>業者の委託を受けて金融商品取引法</u> <u>第2条第27項に定める有価証券等清算</u> <u>取次ぎが行われる場合には、当該有価</u> <u>証券等清算取次ぎを行う金融商品取</u> <u>引業者または登録金融機関を含みま</u> <u>す。）との間で振替機関等を介して行</u> <u>われます。</u></p>	
<p>（交換請求） 第41条（略） ②～③（略） ④ 前項の委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行うものとします。<u>なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振</u></p>	<p>（交換請求） 第41条（略） ②～③（略） ④ 前項の委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行うものとします。当該抹消に係る手続きおよび第42条第3項に掲げる交換有価証券に係る振替の請求が行われた後に、振替機関は、第42条第2項の規定にしたがって計算された当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するもの</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>替受益権の抹消に係る手続きを行います。</u>当該抹消に係る手続きおよび第42条第3項に掲げる交換有価証券に係る振替の請求が行われた後に、振替機関は、第42条第2項の規定にしたがって計算された当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>とし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>(以下、略)</p>
<p>(交換の指図等)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求を行うものとします。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第4項に掲げる交換の請求を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。</u></p>	<p>(交換の指図等)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求等を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>④ （略）</p>	<p>④ （略）</p>
<p><u>（付表）</u></p> <p><u>1. 約款第7条に規定する「別に定める金融商品取引清算機関」とは、次のものをいいます。</u></p> <p><u>株式会社日本証券クリアリング機構</u></p>	<p><u><追加></u></p>

以 上